平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	1										<u>府 省</u>	庁 名	国土交	通省		
対象	税目	個人	.住民税	法人们	住民税	事業稅	,不重	协産取得税	固定資産	税	事業所税	その他	也(都市	計画税)	
	要望 項目名		誘導地区施設(仮称)の公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税の特例の創設													
要望	要望内容(概要)		新たな	法制度	こ基づ	き誘導地	区施記		概要))整備事業 [:] 置を創設す		多事業者が	で設置し	た誘導地	也区施設。	と共に整備	量した
			適用要 平成 28 誘導地 1) 公共 2) 都可	産税・ 件) 3 年 3 月 区施設 共施設 5利便施	31日 と共に 道路、 設	までに取 整備した 公園、「	得する 施設の 広場、	Dうち、以 下水道、緑	下の部分	〉共空	地に連絡	するもの)である	こと等))		
関係	条文	新規	1													
減 見記	収 込額]年度] 《正増洞		(_)		[平年度]	▲ 2	ı	(—)			(単位:	百万円)	
要望	理由	は、	一定の	時代を 人口密	度の維持	寺、効率	的にフ	クセス可能	や経済活動 能なエリア 市機能の計	へのネ	邹市機能	(医療・	福祉・商	5業等)(の立地を図	図る必
+ #	†## †## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	(大が、措で、定、整、たに) という こしをごう こうしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんし	れた退うや都の、のすの導動のま市すし土市た市際る誘地・たで街るた地のめ町、都導区滞め	地恐中利活、村の市地施在、住が日制の共誘補能施のき導	、民あ本度維交導機の設整る也人がる再と持通す機かの備よ区は、興の・等べまを打造す	生 戦組句のき導る備進にし 略合上既都導施に進なて (せを存市区設あすり	住 成よるト能対誘っこ都にす 25るこッをに導てと市公	を 年 6 月 14 月 年 6 月 14 月 日 と が め て に と 、 誘 が か ま 、 で、 能 で で 間 仮 環 地 に か ま た と で 間 仮 環 地 に か や か や か や か や か や か や か か か か か か か	急ずる 目しいて誘活が寛区に市連都 議住とるのを位備のき飛便拡下 定べるりが手がの施発側のされた活置や利れ設	おいた。アのしけ公用るのは、気を	て は 機 ど 策 都 当 地 な ま な ま で は で の 都 講 機 施 整 市 該 の 都 な な ま な と と	れる生活ったの、幾るのの構造のの、導のの、導のの、導のの、導のではいい。	機能がトシ導・区を導性共産を発達している。	低下 (行 (で で で で で で で で で で で で で で	地域経 に は に に に に に に に に に に に に に	活 支る が 者 備便力 援中 指 が え利
本要 対応 縮源	する															

如	る	策体系におけ 政策目的の位 付け	政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上(コンパクトシティの実現)							
		策の 成目標	人口減少時代を迎え、主要な拠点地域において、施策を講じることにより、都市機能の維持・集積を図り、衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。 人口 10 万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合(「都市機能集積率」)を前年度比+0%以上とすることを目標とする。							
合 理 性		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	2 年間							
		同上の期間中 の達成目標	目標値:前年度比十0%以上(毎年度)							
		策目標の 成状況	都市機能集積率 平成 19 年度 4.02% → 平成 23 年度 4.16%							
有	-	望の措置の開見込み	本措置の期間中、各年度 12 地区程度の適用件数があると想定する。なお、本措置は、誘導地区施 の整備事業を行う事業者が誘導地区施設と共に公共施設、都市利便施設を整備した場合に利用されるため、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。							
効 性	効 (望の措置の 果見込み 手段としての 効性)	本特例措置を講じることで、事業者にインセンティブを与えることにより、誘導地区施設と併せて公共施設等の整備が誘発され、当該事業が施行される都市機能誘導区域において、都市機能の十分な発揮に寄与するものである。							
	以	該要望項目 外の税制上の 援措置	都市機能誘導区域(仮称)外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設(所得税、法人税) 誘導地区施設(仮称)の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税) 都市機能整備管理法人(仮称)に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税) 変きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設(所得税、法人税、税、個人住民税、法人住民税、事業税)							
相	の	算上の措置等 要求内容 び金額	 ・社会資本整備総合交付金 (平成 26 年度予算要求額 22, 785 億円の内数) ・都市機能立地支援事業 (平成 26 年度予算要求額 20 億円) 							
性性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係		本特例措置は、誘導地区施設の公共施設や都市機能利便施設を併せて整備する場合に適用され、これらの施設を整備するインセンティブを与えるものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。							
		望の措置の 当性	本特例措置は、地方都市において重点的に都市機能の集約立地を推進すべき地域である都市機能誘導区域における誘導地区施設と併せて整備される公共施設、都市利便施設に限って適用されるものであり、事業者にインセンティブを与えることによりこれらの整備事業が誘発され、都市機能の十分な発揮に寄与するものであることから、他の手段で代替することが困難なものであり、本措置は的確かつ必要最低限の措置である。							
		ページ	1—2							

	始負担軽減措 通用実績	置等の	-
	「地方税に 税負担軽減 の適用状況 する報告書 おける適用	域措置等 兄等に関 書」に	
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)			
前回要望時の 達成目標			-
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由			
これまでの要望経緯			-
		ページ	1—3